

論文審査結果の要旨

本論文については、公開発表会（平成30年2月23日午後1時から3時 京都府立大学附属図書館グループ研究室1）にて内容が説明され、質疑がおこなわれた。その際の質疑の主な内容は、以下の通りである。

【各章（以下①）】

- 1、第1章の史料中に使用される「異躰」という用語が正式な装束ではないという解釈について、個性的な服装や当時流行した「バサラ」的な服装を意味するのではないのか。
- 2、第2章において、家康以外の秀吉を含めた諸大名は装束に関する知識をどのように得ていたのか。
- 3、第3章において、秀吉の木像が沢山残されているが、分析対象から外した意図は何か。

【全体（以下②）】

- 1、豊臣政権期においても日本の国制の最高位に天皇が存在するという学説と当時の天皇の政治的権能は限定的なもので豊臣政権が天皇より上位にあるという学説に対して、本研究では最終的に天皇と秀吉の関係をどのように位置づけようとしたのか。
- 2、慶長20年をもって中世から近世への転換とするが、その前段階にあたる豊臣政権期の歴史的な位置づけはいかなるものか。
- 3、統一権力の生成過程を分析する場合、武家と公家の関係よりも、武家内部の序列化や武家側の秩序の継承に関する具体像を解明する必要があるのではないのか。

以上の質疑に対して、①・1について、個性的・バサラ的な服装の場合は「不審ナリ」という記述をしているものと考えられる、①・2について、家康には山科家が関わっていることを論じたが、秀吉の装束には高倉家が深く関わっているものと考えられ、着装にも公家たちが関わっている、①・3について、木像は直衣か衣冠かが判断しづらく今後一点一点実見して分析してさらなる検討をしたい、との回答があった。②・1について、秀吉は天皇を上回る権力を持っており、天皇も秀吉の意向を拒否するという選択を持たなかった、家康は秀吉のように天皇よりも上位に位置する者が出ないように天皇の権能に関する規定を作ったと考えている、②・2について新しい秩序を作る時に古い権威を利用せざるをえなかったが、文禄4年に全体の秩序を作り変えて新しい独自の秩序を作ろうとし、ただ家康を排除しきれなかった限界などを有していたと考えている、②・3について、公家の史料を分析に使用したため武家側については深く分析できておらず今後の課題である、家康は征夷大将軍になった以上、武家側の秩序を継承して正統性を示したと考えている、との回答があった。

以上の質疑応答のほかにも、個別的な内容の確認などについて質疑をおこなった。

質疑応答のなかで、本人が自覚的に述べたように、さらに考察すべき課題も残されているが、これまで一般的に述べられてきた江戸時代における武家装束制度の成立・確立について、室町時代から豊臣期・江戸幕府成立期の政治過程や各政権の特質を踏まえてその具体像を解明した。本論文には、今後の日本中世から近世への転換の具体像や江戸時代の政治史を議論するうえで必ず参照せねばならないような指摘が豊富に含まれており、学界に対する寄与という点でも大であると評価できる。よって、本委員会は本論文が学位授与の

評価基準を満たしていると判断し、博士（歴史学）の学位論文として価値あるものと認める。